

治水池環境美化活動支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、治水池環境の保全に協力し、治水池の美化活動（清掃及び除草等）を自発的に行う団体に対し、支援金を交付することにより、地域住民の公共施設に対する愛護思想の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「治水池」とは、本市が環境整備及び多目的利用のために整備を行った治水池とする。ただし、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園及びこれに準ずる公園は除く。

2 この要綱において「団体」とは、治水池環境の保全を促進することを目的として、原則として毎月1回以上美化活動を行う治水池周辺の自治会等で構成された5人以上の団体とする。

(団体の設立等)

第3条 団体を設立しようとする者は、治水池環境美化活動団体設立届（様式第1号）により市長に届け出て、その承認を得なければならない。

2 前項の承認は、治水池ごとに1団体を限度として行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、同条第1項の規定により団体の設立を承認したときは、治水池環境美化活動団体承認書（様式第2号）を当該届出者に交付するものとする。

4 同条第1項で届け出た事項に変更がある場合は、治水池環境美化活動団体変更届（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(団体の名称)

第4条 団体は、その名称中に美化活動の対象となる治水池名を用いるものとする。ただし、市長がこれにより難い事情があると認める場合は、この限りではない。

(活動計画)

第5条 団体は、治水池環境美化活動計画書（様式第4号）を毎事業年度4月30日までに市長に提出するものとする。

2 美化活動の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動報告)

第6条 団体は、治水池環境美化活動報告書（様式第5号）を事業完了後、速やかに市長に提出するものとする。

(支援金の交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする団体は、治水池環境美化活動支援金交付申請書(様式第6号)を翌事業年度4月10日までに市長に提出するものとする。

(支援金の交付)

第8条 市長は前条の規定により申請書が提出されたときは審査を行い、相当と認めた場合には支援金を交付する。

(支援金の交付額)

第9条 支援金の交付額は、予算の範囲内において1団体につき30,000円とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。